

広島大学の第二期中期目標・中期計画案について

2月17日、文部科学省の国立大学法人評価委員会総会において、平成22年度から6年間の各国立大学法人の教育・研究や運営の方針「第二期中期目標・中期計画」の原案が了承されました。

本学の特色ある目標・計画は以下の5項目です。

(1) 国際競争力の源であるナショナルセンターとしての機能

国際化では、優れた外国人教員、研究者を増員するとともに、地球規模の課題解決のための国際協力事業を積極的に推進し、国際競争力の高い、世界に開かれた大学を目指します。

(2) 地域の活性化に貢献するリージョナルセンターとしての機能

社会との連携や社会貢献では、地域における知の拠点として本学独自の「地域貢献研究」事業を拡充し、社会の多様なニーズに的確に対応した地域貢献事業を展開します。

(3) 教養教育の更なる充実

リベラルアーツの理念を視野に入れ、専門教育と融合した学士課程全体を通じた教養教育を実施し、創造力豊かで学問に裏打ちされた課題解決能力を持つ人材を養成します。

(4) 特長的な分野における世界的教育研究拠点の形成

本学の特色とすべき研究分野を戦略的に推進し、研究拠点形成に向けて人的・物的支援を行い、自由で独創性の高い研究を推進しつつ、個性ある学術分野において、世界トップレベルの研究の達成を目指します。

(5) 学生支援の充実

- 東広島キャンパス内に学生プラザを創設し、学部・研究科、国籍等の枠を越えて学生が交流する場を提供するとともに、より充実した新しい学生支援体制を構築します。
- 本学独自の奨学金制度を拡充するとともに、学生が大学運営支援業務に従事する雇用システムを確立し、学生の経済的支援を充実させます。
- 広島大学校友会や同窓会と連携し、既卒者を含めたキャリア支援システムを創設し、キャリア支援体制を構築します。

【お問い合わせ先】

学長室
学長支援グループリーダー 竹内 哲弘
TEL:082-424-6001、FAX:082-424-6007

中期目標原案・中期計画案一覧表

中 期 目 標 原 案	中 期 計 画 案
<p>(前文) 大学の基本的な目標</p> <p>1 基本的な理念 「自由で平和な一つの大学」という建学の精神を継承し、平和を希求する精神、新たなる知の創造、豊かな人間性を培う教育、地域社会・国際社会との共存、絶えざる自己変革、という理念5原則の下に、国立大学である広島大学に課せられた使命を果たす。</p> <p>2 基本的方針 本学は、「社会に貢献する優れた人材の育成と未来社会に資する科学研究」を推進するとともに、第一期中期目標を継承しつつ、平成21年6月に策定した今後10年から15年を見据えた「広島大学の長期ビジョン」に則って整備する。 日本を代表し世界をリードするナショナルセンターとしての機能と、中国・四国地方のリージョナルセンターとしての機能を併せ持つ。そのため、総合研究大学として、教養教育の充実を基盤として大学の普遍的使命を果たしつつ、特長的な分野において世界的教育研究拠点を形成する。</p>	
<p>◆ 中期目標の期間及び教育研究組織</p> <p>1 中期目標の期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間とする。</p> <p>2 教育研究組織 この中期目標を達成するため、別表1に記載する学部、研究科及び別表2に記載する共同利用・共同研究拠点を置く。</p>	
<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標</p> <p>1 教育に関する目標 (1) 入学者選抜に関する目標 (学士課程) 入学者受入れの方針に基づき、入学希望者の進路意識や学力の多様化に対応した入学者選抜により、優秀かつ多様な人材の受入れを行う。</p>	<p>I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 教育に関する目標を達成するための措置 (1) 入学者選抜に関する目標を達成するための措置 (学士課程) AO入試による入学者の成績追跡調査を踏まえ、分野の特性に応じたAO入試の見直しを行う。</p>

(大学院課程)

入学者受入れの方針に基づき、優秀かつ多様な人材の受入れを行う。

(2) 教育内容及び教育の成果等に関する目標**(学士課程)**

- ① 教養教育の更なる充実を図り、創造力豊かで学問に裏打ちされた課題解決能力を持つ人材を養成する。
- ② 国際化に対応した能力を身に付けた人材を養成する。
- ③ 教育内容の充実、教育方法の改善等を行い、教育の質の向上を図る。

(大学院課程)

- ① 各課程・専攻における人材養成像に基づき、グローバル化時代に対応した体系的なカリキュラムを編成する。
- ② 学位授与の方針に基づき、優れた研究者と社会的に評価される能力を備えた高度専門職業人を養成する。

(専門職学位課程)

高い倫理観を持ち、社会の法的ニーズに応じた適切なリーガル・サービスを提供できる専門職業人としての法律専門家を養成する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標

- ① 教養教育の実施体制を充実する。
- ② FDを充実し、教育の質の向上を図る。
- ③ 教育用情報環境を整備・拡充し、全学の修学支援環境の向上を図る。

(4) 学生への支援に関する目標

- ① 学部・研究科、国籍等の枠を越えて学生が交流する場を提供するとともに、より充実した新しい学生支援体制を構築する。
- ② 学生の経済的支援を充実する。
- ③ 在学生のみならず既卒者も含めたキャリア支援体制を

(大学院課程)

- ① フェニックス入学制度及び社会人入学制度等を活用し、幅広い年齢層の受入れを促進する。
- ② 海外拠点を活用した入学者選抜など、留学生を積極的に受入れるための多様な入学者選抜を行う。

(2) 教育内容及び教育の成果等に関する目標を達成するための措置**(学士課程)**

- ① リベラルアーツの理念を視野に入れ、専門教育と融合した学士課程全体を通じた教養教育を実施する。
- ② 各主専攻プログラムでの卒業時における外国語運用能力の目標を設定するとともに、国際交流協定校との交流を促進し、海外留学の機会を増やす。
- ③ 学生の多様化に対応した教育内容の充実を行うとともに、教育方法の改善等を行うことにより、きめ細かな指導方法を確立する。
- ④ 到達目標型教育プログラムの点検・評価を行い、必要に応じて改善・充実する。

(大学院課程)

- ① 海外の大学との単位互換、ジョイントプログラム等を活用した国際的に通用する体系的なカリキュラムを編成する。
- ② 国際的なレベルの課程博士の輩出に繋がる外部審査委員を加えた学位審査体制を充実する。
- ③ 高度専門職業人養成が可能な実践的な教育研究を行う。

(専門職学位課程)

自己点検・評価及び外部評価の結果や法科大学院に対する社会的ニーズを踏まえ、教育内容・方法の改善・充実を行うとともに、教育研究環境を充実する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

- ① 教養教育の実施体制を再構築する。
- ② 教育内容等の改善に繋がる組織的・体系的なFDを実施する。
- ③ 図書館の利用者の視点に立ったサービスを充実し、学習・教育支援機能を拡充する。
- ④ 外国語教育用CALL設備及び外国語自学自習用設備を拡充する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

- ① 東広島キャンパス内の学生支援機能の充実・一体化を図り、学生プラザを創設するとともに、学生プラザ棟周辺施設を含めた学生交流エリアを新設する。
- ② 本学独自の奨学金制度を拡充するとともに、学生が大学運営支援業務に従事する雇用システムを確立する。
- ③ 広島大学校友会や同窓会と連携し、既卒者を含めたキャリア支援システムを創設す

構築する。

- ④ すべての学生・教職員がともに学び成長できる「教育環境のユニバーサルデザイン」を推進する。

2 研究に関する目標

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標

- ① 自由で独創性の高い研究を推進しつつ、個性ある学術分野において、世界トップレベルの研究の達成を目指す。
- ② 基盤的研究の維持・発展と萌芽的研究の育成、異分野融合型の研究を発掘・育成する。
- ③ 教員の研究活動及び研究業績に係る評価システムをより信頼性の高い評価システムに整備し、研究水準の向上を図る。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標

- ① 効果的に活発な研究活動が行えるよう、全学的な研究推進体制を整備する。
- ② 大学や研究機関との連携を通じて、新たな学際的・先端の領域へ対応する。
- ③ 共同利用・共同研究拠点を整備し、我が国の学術研究の発展に貢献する。

3 その他の目標

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標

社会の多様なニーズに的確に対応し、大学のシーズを活用した産学官関連事業及び地域貢献事業を展開するとともに、教育研究成果の普及を図る。

(2) 国際化に関する目標

国際競争力の高い、世界に開かれた大学を目指すとともに、国際協力・国際貢献に積極的に取り組む。

る。

- ④ 学生・教職員が学ぶアクセシビリティ教育プログラムを拡充・展開する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

- ① 本学の特色とすべき研究分野を戦略的に推進し、研究拠点形成に向けて人的・物的支援を行う。
- ② 学長裁量経費、部局長裁量経費を柔軟に活用して、基盤的研究・萌芽的研究の支援を行うとともに、異分野融合型の研究を発掘できる仕組みを構築し、その研究に対する支援を行う。
- ③ 各部局における教員の研究活動及び研究業績に係る評価システム及び評価体制を検証し、信頼性の高いシステムに整備する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

- ① 新しい知の創造を目指した異分野融合型の研究が育成できるよう、研究者集団を柔軟に編成する。
- ② 研究活動の評価・改善等を行い、大学として重点的に取り組む領域を中心に学術研究推進のために必要な研究者等の重点的配置を行う。
- ③ 多様な雇用制度を活用し、優れた研究者を雇用する。
- ④ 研究・教育活動の基盤として、電子ジャーナルを含む学術情報資料及びIT基盤を計画的に整備する。
- ⑤ 大学や研究機関との連携により研究機器を共同で利用し、研究資源を有効に活用する。
- ⑥ 共同利用・共同研究拠点がその使命と役割を果たせるよう支援を行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置

- ① 本学独自の「地域貢献研究」事業を拡充する。
- ② 締結している包括協定を検証し、必要に応じて見直しを行う。
- ③ 法務研究科附属リーガル・サービス・センターを通じて、無料法律相談など市民に対する法的サービスの提供を継続的に実施する。
- ④ 研究の成果及び特許等について、積極的に情報公開を行う。
- ⑤ 広島大学出版会の組織を強化し、事業を拡充する。

(2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ① 優れた外国人教員、研究者を増員する。
- ② 大学間の連携による共同利用など海外拠点を充実・拡充する。
- ③ 留学生数を増員するための受入計画を策定し、学生宿舎を改築・増築するとともに、

<p>(3) 附属病院に関する目標</p> <p>① 安全で質の高い医療を提供する。</p> <p>② 地域の医療の高度化に貢献するとともに、拠点医療機関としての役割を果たす。</p> <p>③ 優れた医療人の育成を行う。</p> <p>(4) 附属学校に関する目標</p> <p>大学と連携して、学校教育に係る研究開発の全国的・地域的拠点校を目指す。</p>	<p>必要に応じて民間の一般賃貸住宅の借上げを行う。</p> <p>④ 留学生の就職支援の体制を充実する。</p> <p>⑤ 海外の大学等とのネットワークを活用し、学生交流・研究者交流を促進する。</p> <p>⑥ 国際化に対応できる語学力の向上も含めた職員の研修を行い、国際化支援への体制を整備する。</p> <p>⑦ 地球規模の課題解決のための国際協力事業を積極的に推進する。</p> <p>(3) 附属病院に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 必要に応じ、新たな診療科を設置及び診療組織を改編するなど診療体制を充実し、未来の医療に対応可能な新診療棟（中央診療棟・外来棟）を新築する。</p> <p>② 先端医療開発に取り組み、県内の医療機関とのネットワークを一層充実させ、連携機能を強化する。</p> <p>③ 体系的で質の高い臨床実習教育及び卒後臨床研修を実施するとともに、総合的医療の実践、高度な専門性を持ち先端医療を担える医療人を輩出する。</p> <p>(4) 附属学校に関する目標を達成するための措置</p> <p>大学との連携により、地域・日本・世界をリードする人材の育成を目指す初等中等教育カリキュラムの開発を行う。</p>
<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標</p> <p>(1) 柔軟な教育研究体制の構築に関する目標</p> <p>① 学問の高度化・複合化・グローバル化へ対応できるよう、教育研究体制の見直しを行う。</p> <p>② 大学間の共同により教育研究資源を結集し、魅力ある教育研究・人材養成を行うための体制を構築する。</p> <p>(2) 弾力的な管理運営体制の構築に関する目標</p> <p>① 学生が修学に、教員が教育、研究及び医療活動に専念できる環境を整備する。</p> <p>② 全学的視点に立った適切かつ効率的な人件費管理を行うとともに、戦略的な学内資源配分を行う。</p> <p>(3) 優秀な人材の獲得に関する目標</p> <p>① 教職員にとってやり甲斐のある職場環境を構築する。</p> <p>② キャリアパスを伴う、専門性を備えた職員の人材養成を行う。</p>	<p>II 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 柔軟な教育研究体制の構築に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 社会的ニーズや定員充足率等を踏まえ、学部、研究科の組織及び入学定員の見直しを行う。</p> <p>② 歯学部歯学科の入学定員の適正化に取り組む。</p> <p>③ 教育研究の学際化・融合等や地域への人材養成に対応した共同又は連携大学院を設置する。</p> <p>(2) 弾力的な管理運営体制の構築に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 部局運営支援体制を強化する。</p> <p>② 各部局における教員の人件費管理は、員数方式から金額方式に見直しを行う。</p> <p>③ 学長裁量経費分の増額など学内予算配分方法の見直しを行う。</p> <p>(3) 優秀な人材の獲得に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 教育、研究、医療活動、社会貢献及び大学運営の各分野において評価を行い、その評価結果に応じた処遇を充実・強化する。</p> <p>② 新入材育成基本方針に基づき人材養成を行う。</p>

<p>(4) 男女共同参画の推進に関する目標 教職員のワーク・ライフ・バランスを推進し、大学運営における意思決定の場に女性を積極的に登用する。</p>	<p>(4) 男女共同参画の推進に関する目標を達成するための措置 ① 仕事と生活が両立できる多様な制度を整備・充実し、それを活用しやすい環境を創出する。 ② 女性教員割合を14%程度にするとともに、女性管理職の割合を高くする。</p>
<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標 財政基盤の充実・強化を図る。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標</p> <p>(1) 人件費の削減 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度以降の5年間に於いて国家公務員に準じた人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減 全学的な管理的経費等の効率的な執行を行う。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 全学的視点で資産(施設、設備)の有効活用を行う。</p>	<p>Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置 外部資金比率を高めるとともに、基金募集戦略を策定し、広島大学校友会や同窓会との連携を深め、広島大学基金を拡充する。</p> <p>2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 人件費の削減 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づき、国家公務員に準じた人件費改革に取り組み、平成18年度からの5年間に於いて、△5%以上の人件費削減を行う。更に、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(2) 人件費以外の経費の削減 管理的経費を中心とした現状分析を行い、毎年度予算の経費節減目標を設定する。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置 学内の施設、設備の効率的・効果的な運用を行い、学外にも開放する。</p>
<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 評価の充実に関する目標 各組織の特徴・特色を伸ばすために組織評価を継続的に実施する。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標 大学の運営全般の情報を公開する。</p> <p>3 戦略的な広報活動の推進に関する目標 教育、研究及び医療活動の優れた成果や卒業生の活躍などを広報し、社会に対して本学の存在感を明確にする。</p>	<p>Ⅳ 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 評価の充実に関する目標を達成するための措置 各組織の自己点検・評価を基に、第三者による組織評価を実施するとともに、評価内容及び実施体制を検証し、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置 各組織の自己点検・評価など大学の運営全般にわたり、その状況をホームページ等を利用して積極的な情報発信を行う。</p> <p>3 戦略的な広報活動の推進に関する目標を達成するための措置 首都圏における情報受発信拠点として、東京オフィスの機能を拡充する。</p>

V その他業務運営に関する重要目標

1 ユニバーサルデザインに関する目標

- ① 学生，教職員，利用者の視点に立ったキャンパスのユニバーサルデザイン化及び施設の有効活用を推進する。
- ② 障がい者と健常者が互いに区別されることのない職場環境を実現する。

2 安全管理に関する目標

- ① リスクマネジメントの内部統制機能を強化する。
- ② セキュリティ基盤を強化し，情報管理の体制と機能を充実する。

3 法令遵守に関する目標

法令等に基づく適正な法人・大学運営を維持する。

V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 ユニバーサルデザインに関する目標を達成するための措置

- ① 施設整備グランドデザインに基づく年次整備計画を策定し，施設整備を進める。
- ② 施設マネジメントの実施により，施設の有効活用を推進する。
- ③ 障がい者雇用計画を着実に推進する。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- ① 予防（平常時），緊急時対応，復旧まで一貫したリスクマネジメントを行うための体制を構築する。
- ② 全学統一ID基盤を整備・拡充し，情報セキュリティ及び情報コンプライアンスを強化する。

3 法令遵守に関する目標を達成するための措置

内部監査機能を充実するとともに，法令遵守について，学生及び教職員への啓発活動を定期的に実施する。